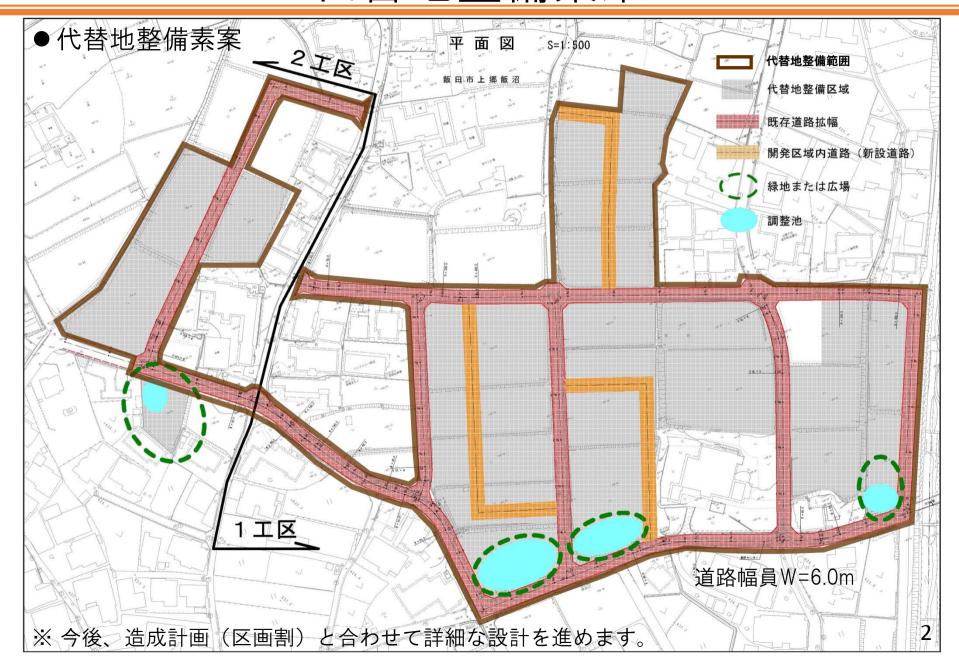
北条 · 丹保地区住民説明会

平成30年11月30日(北条振興センター) 平成30年12月 3日(丹保研修センター)

飯田市リニア推進部

丹保北条地区代替地計画素案について

代替地整備素案



代替地整備の概要

◎代替地整備面積等

- 代替地整備区域(平成30年11月末時点)
 - · 住宅地造成面積
 - ·公共用地面積(道路、緑地·広場、調整池等)
- 想定整備区画戸数(1区画あたりA=300㎡を想定)
- ◎代替地整備で行う主な工事等

【関連整備】

- 既設道路の拡幅改良工事
- 既存水路(井水)付替工事
- 排水路整備工事(整備が必要となる範囲)
- 水道管敷設工事
- 下水道管敷設工事

【開発行為で必要となる整備】

- 新規道路築造工事
- 緑地または広場整備工事
- 調整池等整備工事

◎農振除外について

- · 今回整備をする区域は飯田市が用地を取得し造成するため、農振除外の手続きを行う 必要はありません。
- ◎地区計画について
 - ・ 地区計画の策定により、丹保北条地区の最低敷地面積は200㎡です。
 - · 丹保北条地区は、最高の高さ12m(2階~3階程度)、建ぺい率60%、容積率100%です。

A=約27,000㎡ A=約22,000㎡ A=約5,000㎡ N=70~75区画